



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

「クレジット・チャイナ」が正式運用を開始

2015年6月1日、ウェブサイト「信用中国」(以下「クレジット・チャイナ」)が開設され正式運用を開始しました(URL: www.creditchina.gov.cn)。中国の社会信用体系の公式ポータルサイトとして、「クレジット・チャイナ」の正式運用は、中国の社会信用体系の構築がまた一步前進したことを象徴する出来事です。

一、「クレジット・チャイナ」のウェブサイト概要

「クレジット・チャイナ」のウェブサイトでは、信用動向、政策法規、合同処罰、信用サービス、信用研究及び信用情報を含む 8 つのモジュールを共有でき、政策発布と信用情報照会等の機能が集まって一体化し、企業、個人ひいては異なる政府部門間において信用情報の把握・共有を行うプラットフォームになっていくことが確実です。



「クレジット・チャイナ」のウェブサイトは、国務院の「社会信用体系構築部局合同会議」が信用宣伝と政策発布を推進するプラットフォームとして、これまでに最高人民法院、国家発展改革委員会、財政部、農業部、環境保護部、国家税務総局、国家安全生産監督管理総局、中国証券監督管理委員会等の部門から提供された 110 万件余りの信用記録が収録され、これには、法院が提供する信用喪失被執行者（信用不良者）リスト、税務部門が提供する重大税務違法案件の当事者リスト等の情報が含まれています。現状の情報は一部の政府部門が公開する記録のみに限られていますが、国務院の「社会信用体系構築部局合同会議」に参画する 39 の機関の顔ぶれからすると、将来的には各分野を全面的に網羅した総合的な信用記録になる可能性があります。

これら 39 の機関には、国家発展改革委員会及び中国人民銀行という 2 つの主要機関の他に、中央宣伝部、中央機構編成委員会弁公室、最高人民法院、民生部、文化部、国家外貨管理局、国家安全生産監督管理総局、中央精神文明建設指導委員会弁公室、税関総署、最高人民検察院、司法部、国務院法制弁公室、国家公務員局、工業・情報化部、中国共産党中央政法委員会、国家税務総局、教育部、財政部、中国銀行業監督管理委員会、交通運輸部、住宅及び都市・農村建設部、中央ネットワークセキュリティ・情報化指導グループ弁公室、国家工商行政管理総局、公安部、農業部、中国証券監督管理委員会、国家衛生・計画生育委員会、国家食品薬品監督管理総局、環境保護部、国家品質監督検査検疫総局、国家安全部、商務部、中国保険監督管理委員会、国家知識財産権局、人的資源・社会保障部等が含まれています。

二、中国信用体系構築の進展状況

早くは 2007 年 3 月 23 日に国務院から「社会信用体系構築に関する国務院弁公庁の若干の意見」（国弁発[2007]17 号）が發布され、同年の 4 月 18 日に国務院社会信用体系構築部局合同会議制度（「国務院社会信用体系構築部局合同会議制度に関する通知」国弁函[2007]43 号を参照）が創設され、中国の社会信用体系構築の幕明けとなりました。

その後、中国の社会信用体系構築は次第に実施されていくことになりました。2014 年 6 月 14 日、国務院から「社会信用体系構築計画要綱（2014－2020 年）」（国発[2014]21 号）が發布され、2014 年 7 月 23 日には中央精神文明建設指導委員会から「信義誠実の構築制度化を推進することに関する意見」が發布され、2014 年 10 月 23 日の第 18 期中央委員会第 4 回全体会議の中で採択された「依法治国に係る若干の重大問題を全面的に推進することに関する中共中央の決定」では、「社会信義誠実の構築を強化し、国民及び組織による法律遵守の信用記録を整備し、法律遵守に係る信義誠実の推奨メカニズム及び違法行為に起因する信用失墜行為の処罰メカニズムを完備し、法律の尊重・遵守を人民全体が共に追い求め、自覚して行動できるようにする」ということが明確に打ち出され、2015 年 3 月 25 日に「『政府業務報告』の重点業務部門による分掌を具体化することに関する国務院の意見」（国発[2015]14 号）では、「社会信用体系構築を推進し、全国統一の社会信用コード制度及び信用情報を共有・交換するプラットフォームを創設し、法により企業及び個人の情報安全を保護する」と再度明確にしています。

社会信用体系構築の過程において、国務院は 2014 年 8 月 7 日に「企業情報公示暫定施行条例」を發布したのは特筆すべき点です。当該条例の第 1 条では「企業の信義誠実の自律を促進し、企業情報の公示を規範化し、企業信用の制約を強化する」ということが立法目的として明確にされ、その後、全国企業信用情報公示システム

[\(http://gsxt.saic.gov.cn/\)](http://gsxt.saic.gov.cn/) が投入され、当該システムにより企業の登記・届出情報、行政処罰情報、経営異常情報等の情報照会ができるようになりました。現状、当該システムの企業登記・届出情報の公示は既に比較的整備されているものの、行政処罰情報、経営異常情報等の情報公示については、各地方の実施状況において若干差がある可能性があります。近い将来、全国企業信用情報公示システムの中に掲載される各公示情報について、全面的に完備されることが予測できます。

三、中国の信用体系構築についての関連規定（各部委員会）

現時点における、信用体系構築に関する国務院各部委員会が定めた主な規定は次のとおりです。（発布日順）

発布部門	発布日	規定名称	文書番号	施行日
国家食品薬品監督管理総局	2004年9月13日	「薬品安全信用分類管理暫定施行規定」	国食薬監市[2004]454号	2004年9月13日
国家食品薬品監督管理総局	2007年10月16日	「薬品、医療器械、保健食品広告発表企業の信用管理弁法」	国食薬監市[2007]625号	2008年1月1日
鉄道部	2008年9月5日	「鉄道建設プロジェクト施工企業の信用評価暫定施行弁法」	鉄建設[2008]160号	2008年9月5日
交通運輸部	2009年11月27日	「道路施工企業の信用評価規則（試行）」	交公路発[2009]733号	2010年1月1日
中国人民銀行	2010年6月4日	「中小企業信用体系試験区建設の指導意見」	銀発[2010]176号	2010年6月4日
最高人民法院	2013年7月1日	「信用喪失被執行者リスト情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」	法積[2013]17号	2013年10月1日
国家品質監督検査検疫総局	2013年7月16日	「出入国検査検疫企業の信用管理弁法」	国家品質監督検査検疫総局公告 2013年第93号	2014年1月1日
交通運輸部	2013年11月28日	「道路設計企業の信用評価規則（試行）」	交公路発[2013]636号	2013年12月1日
国家品質監督検査検疫総局	2014年1月15日	「出入国検査検疫企業の信用管理業務規範」	国質検通[2014]28号	2014年1月1日
国家品質監督検査検疫総局	2014年1月15日	「出入国検査検疫企業の信用採集項目及び信用等級評定規則」	国家品質監督検査検疫総局公告 2014年第3号	2014年1月15日
交通運輸部	2014年5月28日	「水運プロジェクト設計及び施工企業の信用評価弁法（試行）」	交水発[2014]113号	2014年9月1日
国家税務総局	2014年7月4日	「納税信用管理弁法（試行）」	国家税務総局公告 2014年第40号	2014年10月1日
税関総署	2014年10月8日	「中華人民共和国税関企業信用管理暫定試行弁法」	税関総署令第225号	2014年12月1日
国家統計局	2014年11月27日	「統計上信用が著しく失墜した企業の情報公示に係る暫定試行弁法」	国家統計局公告 2014年第3号	2015年1月1日
中国保険監督管理委員会、国家発展改革委員会	2015年1月29日	「中国保険業信用体系建設計画（2015-2020年）」	保監発[2015]16号	2015年1月29日
交通運輸部	2015年5月12日	「交通運輸業の信用体系構築強化に関する交通運輸部の若干意見」	交政研発[2015]75号	2015年5月12日

四、まとめ

「クレジット・チャイナ」のウェブサイト開設により、中国の社会信用体系構築は新時代に突入しました。現在はまだ初期段階ですが、今後はより完全なものに近づき最終的には健全な社会信用体系が確立されることになるでしょう。一旦不良信用記録が掲載されてしまうと、市場競争、存続又は個人の生活にもマイナスの影響を及ぼす可能性があるため、現在より、市場における全ての主体（企業、個人等を含む）は、不良信用記録を掲載されないよう努力する必要があります。このリスクを回避するため、現行の法律法規を学び、コンプライアンス意識を高め、必要に応じて外部専門家の力を借り、自らの社会信用を良好な状態に保つことが大切です。

本文に関する情報及び内容に関するご質問は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。info@shiminlaw.com

本資料の日本語訳文に関する著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

また、本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。世民では翻訳をできる限り正確に作成するよう努めておりますが、本資料で提供した情報の正確性等について世民が保証するものではないことを予めご了承ください、ビジネスでご活用される場合には、必ず中国政府が発表した中国語の原文をご確認いただくようお願いいたします。